

茨城県報

第6826号

昭和55年4月17日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

	ページ
●字区域の変更(地方課)	1
●国民健康保険医の登録消除(医療福祉課)	2
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(")	3
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課)	4
●結核予防法に基づく指定医療機関の指定及び辞退(保健予防課)	4
●第二種大規模小売店舗に関する公示(中小企業課)	4
●保安林の指定の解除(2件)(林業課)	5
●土地改良法に基づく換地処分(2件)(農地管理課)	6
●定款変更の認可(")	6
●新規土地改良事業の審査(3件)(")	6
●新規土地改良事業の認可(10件)(")	7
●道路の供用開始(道路維持課)	9
●組合の解散認可(都市計画課)	10
●都市計画事業の認可(")	10

公 告

●基本測量の終了(2件)(用地課)	10
●公共測量の終了(")	11
●道路位置の指定(建築指導課)	11

正 誤

●昭和55年3月31日付け茨城県報号外第92号中	12
--------------------------------	----

告 示

茨城県告示第656号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき下館市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同市長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、昭和55年4月18日から効力を生ずるものである。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字塚原字前田 1の内, 2の内, 3の内, 4の内, 5の内, 6の内, 7の内

大字島字並木向 1の内, 2の内, 3の内

” 字川原毛町 10の内

” 字西台下 52の内, 54の内, 90から92まで

” 字西田 55, 56, 57の1の内, 57の2, 58の内, 59の内, 60の内, 61の内, 68の内

” 字下穴川 69から72まで, 73の1, 74

” 字穴川 75から77まで, 78の1, 81の1, 82, 83の2, 84

” 字柳下 86, 87, 88の1の内, 89の7の内

” 字西台 93の2, 94の内, 95の内

大字蕨字中大久保 319, 321の1, 322の内, 323, 324の1

大字東榎生字穴川 973の1

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字島字島に変更

大字塚原字前田 1の内, 1の1, 2の内, 3の内, 4の内, 5の内, 6の内

” 字西田 129の1の内, 129の2の内, 130の内, 131の1の内, 132, 133の内

大字下中山字東鶴 302, 303の2の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字塚原字塚原に変更

大字島字川原毛町 10の内, 11の2の内

大字蕨字定田 10の1, 11の1, 12, 13, 21

” 字川久保 14の内, 15の1の内

” 字西大久保 303の内, 304の内, 311の内, 312の内, 313の内

” 字川原毛町 325の内, 326の内, 327の内, 328の内, 329の内

” 字北ノ内 342の内, 343から345まで, 370

” 字立町 371, 372の1の内, 373, 374の内, 375, 378の内, 379の内, 380の1の内

大字東榎生字二本松 852の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字蕨字蕨に変更

大字島字下穴川 73, 74

” 字穴川 79の1

大字東榎生字宮東 860の内, 861の内, 862の内, 863の内, 864の内, 868の内, 870の内, 871の内, 872, 873, 874の2, 875の内, 876, 877

” 字十二神 879の内, 880の内, 881の内

” 字穴川 878の内, 971, 972

” 字東浦 960の内, 961の内, 962の内, 963の内, 964の内, 965の内, 966の内, 967の内, 968の内, 969の内, 970

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字下中山字下中山に変更

大字塚原字西田 129の1の内, 133の内

大字下中山字 東 鶴 303の2の内, 308から310まで, 311の内, 312の内, 314の内

" 字東中鶴 315の内, 319, 320

" 字長瀧 448の内, 450の内

大字成田字八龍神 599の1の内, 599の2の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字下中山字多良棒に変更

茨城県告示第657号

次の者から, 国民健康保険医の登録消除の申出があつたので, 登録を消除したから, 療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内 藤 男

記号番号	国民健康保険医名	消除年月日
茨 国 医 第2975号	催 鴻 任	55. 3. 19

茨城県告示第658号

次の者からの国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出は受理したので, 療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
062, 052, 6	55. 4. 1	松丸整形外科医院	松丸 禎 夫	下館市大字下中山多良棒1192	55. 4. 1	全 国
332, 063, 7	"	小豆畑胃腸科外科病院	小豆畑 節 夫	那珂郡那珂町菅谷605	"	"
053, 021, 8	"	江橋 歯科医院	江橋 真 一	石岡市若松1-12-12	"	"
383, 037, 5	"	河内 "	河内 祥 泰	稲敷郡牛久町柏田3335-19	"	"
034, 030, 1	"	(有)大恵調剤薬局	鯨井 康 嗣	土浦市桜町3-8-13	"	"
094, 011, 8	"	快誠堂薬局	乾 守 男	那珂湊市中央1-11-22	"	"

114,016,3	55.3.1	黒鳥薬局	黒鳥郭司	水海道市淵頭町 2931	55.3.1	"
114,017,1	"	黒鳥薬局橋本店	"	" 橋本町 3326	"	"

茨城県告示第659号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
亀 山 静 夫	茨 医 4111	55. 3. 11
保 脇 淳 之	" 4112	"
松 沢 順 治	茨 歯 1079	55. 3. 12
江 橋 真 一	" 1080	55. 3. 19
金 丸 幸 二	" 1081	55. 3. 11
飯 塚 公 夫	茨 薬 780	55. 3. 27

茨城県告示第660号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同法第36条第4項の規定に基づき、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
塚 田 病 院	水戸備前町5-40	塚 田 浩 一	55. 4. 1

(辞 退)

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
塚 田 内 科	水戸市泉町1-5-27	塚 田 浩 一	55. 3. 31

茨城県告示第661号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内 藤 男

届出者の氏名又は名称	建物の名称及び所在地
北 見 三 男 北 見 弘 子	大みか S C 日立市大みか町 4 丁目 351
山澤食品株式会社	トーブストア鹿島店 鹿島郡鹿島町大字鉢形字中山1477番地

茨城県告示第662号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和55年 4 月 17 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 (1) 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡大野村大字青塚字峯648の 3, 649の 3

東茨城郡大洗町成田町字大堀東3944の 3, 3957の 2

(以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

鹿島郡大野村大字荒井字後345の 7 から10まで, 345の12

(2) 指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 (1) 解除をする保安林の所在場所

北茨城市中郷町足洗字東宿780の 7

(2) 指定された目的

潮害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第663号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和55年 4 月 17 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡大洋村大字飯島字中砂子734の3, 734の5, 734の6, 745, 字前砂子869の1から3まで, 870の2, 870の3 (以上9筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は省略し, その図面を茨城県庁及び大洋村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第664号

昭和55年1月18日付け農管指令第20号をもつて認可した直井地区の換地計画については, 換地処分があつた旨届出があつたので, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第665号

昭和55年1月18日付け農管指令第21号をもつて認可した養蚕南部地区の換地計画については, 換地処分があつた旨届出があつたので, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第666号

昭和55年2月1日付けで出島村加茂東部土地改良区から申請のあつた定款変更を, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により, 昭和55年4月5日認可した。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第667号

北茨城市長柴田章から昭和55年3月14日付けで認可申請のあつた小吹地区土地改良事業については, 適当と決定したので, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

小吹地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和55年 4 月 22 日から昭和55年 5 月 12 日まで

3 縦覧の場所 北茨城市役所

茨城県告示第668号

宍戸町土地改良区が行おうとする宍戸地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年 4 月 17 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

宍戸町土地改良区定款の写し

宍戸地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和55年 4 月 22 日から昭和55年 5 月 12 日まで

3 縦覧の場所 友部町役場

茨城県告示第669号

柿岡土地改良区が行おうとする館地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 48 条 第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年 4 月 17 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

柿岡土地改良区定款の写し

館地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和55年 4 月 22 日から昭和55年 5 月 12 日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

茨城県告示第670号

昭和54年11月26日付けで恋瀬北部土地改良区から申請のあつた小見地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項及び第30条第 2 項の規定により昭和55年 4 月 5 日認可した。

昭和55年 4 月 17 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第671号

昭和54年12月7日付けで那珂湊第一土地改良区から申請のあつた部田野地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和55年4月5日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第672号

昭和54年11月28日付けで牛久沼土地改良区から申請のあつた亀ノ下地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和55年4月5日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第673号

昭和54年11月28日付けで牛久沼土地改良区から申請のあつた生板堤向地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和55年4月5日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第674号

昭和55年1月10日付けで小幡南部土地改良区から申請のあつた細谷地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和55年4月5日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第675号

昭和54年12月24日付けで筑波土地改良区から申請のあつた筑波、沼田、臼井地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和55年4月5日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第676号

昭和54年12月17日付けで土浦市長野口敏雄から認可申請のあつた沖宿台地区土地改良事業を昭和55年4月5日付けで土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第677号

昭和54年11月14日付けで大穂町長稲葉勝行から認可申請のあつた西高野地区土地改良事業を昭和55年4月5日付けで土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第678号

昭和55年1月10日付けで里川堰土地改良区から申請のあつた西小沢地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和55年4月5日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第679号

昭和55年2月1日付けで、辰ノ口堰土地改良区から申請のあつた島地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和55年4月5日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第680号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は昭和55年4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課及び茨城県道路公社において一般の縦覧に供する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 守谷流山線
- 2 供用開始の区間
北相馬郡守谷町大字守谷字新屋敷甲3489—1番地から
取手市大字戸頭字西下2319番地先(県境)まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年4月17日

茨城県告示第681号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第4項の規定に基づき、刈谷土地区画整理組合の解散について認可したから公告する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第682号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 施行者の名称 岩瀬町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館結城都市計画公園事業
8—4—201 磯部桜川公園
- 3 事業施行期間 昭和55年4月17日から昭和60年3月31日まで
- 4 事業地
① 収用の部分
岩瀬町大字磯部字原山, 字馬場地内

公 告

●基本測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(土地利用調査)
- 3 作業終了日 昭和55年2月15日
- 4 作業地域 北茨城市

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(国土基本図作成作業)
- 3 作業終了日 昭和55年3月10日
- 4 作業地域 石岡市, 新治郡玉里村, 東茨城郡美野里町, 小川町

●公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を, 次のとおり終了した旨通知があつたので, 同法第39条において準用する第14条第3項の規定により公示する。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 測量機関 日本住宅公団首都圏宅地開発本部
- 2 作業種類 公共測量(多角方式による基準三角測量, 3級水準測量, 多角測量, 平板測量)
- 3 作業終了日 昭和55年2月4日
- 4 作業地域 筑波郡谷和原村大字小絹
同 大字筒戸

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和55年4月17日

茨城県知事 竹内藤男

指定番号	指 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
境土木指令 第185号	55.4.8	北村 博	猿島郡総和町 大字女沼808	猿島郡総和町大字女沼 字稲荷山1013番18	メートル 4.00	メートル 34.80

正 誤

昭和55年 3 月 31 日付け茨城県報号外第92号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から 1	徳宿城跡緑地環境保全地域 (案)	徳宿城跡緑地環境保全地域
7	"	唐臼緑地環境保全地域 (案)	唐臼緑地環境保全地域
12	"	観音寺緑地環境保全地域 (案)	観音寺緑地環境保全地域
17	"	浅間緑地環境保全地域 (案)	浅間緑地環境保全地域
22	"	甕森緑地環境保全地域 (案)	甕森緑地環境保全地域
27	"	西檜戸緑地環境保全地域 (案)	西檜戸緑地環境保全地域

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所